

始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第109号）による
医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	始良市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第109号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年始良市条例第23号） 別表第1第4の項始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第109号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第1条	始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、重度心身障害者の健康の保持増進を図り、もって重度心身障害者の福祉の向上に資するために行う重度心身障害者に係る医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（平成22年始良市規則第81号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号	始良市重度心身障害者医療費助成条例第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	始良市重度心身障害者医療費助成条例第4条の登録申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号イ	始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則第4条第1項第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ロ	始良市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第3条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ニ	始良市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第4条第1項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ハ	始良市重度心身障害者医療費助成条例第2条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項7号	始良市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第6条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務	始良市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第6条の登録事項変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項7号イ	始良市重度心身障害者医療費助成条例第4条第1項第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項7号ロ	始良市重度心身障害者医療費助成条例施行規則 第3条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項7号ハ	始良市重度心身障害者医療費助成条例第2条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2018年08月28日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	